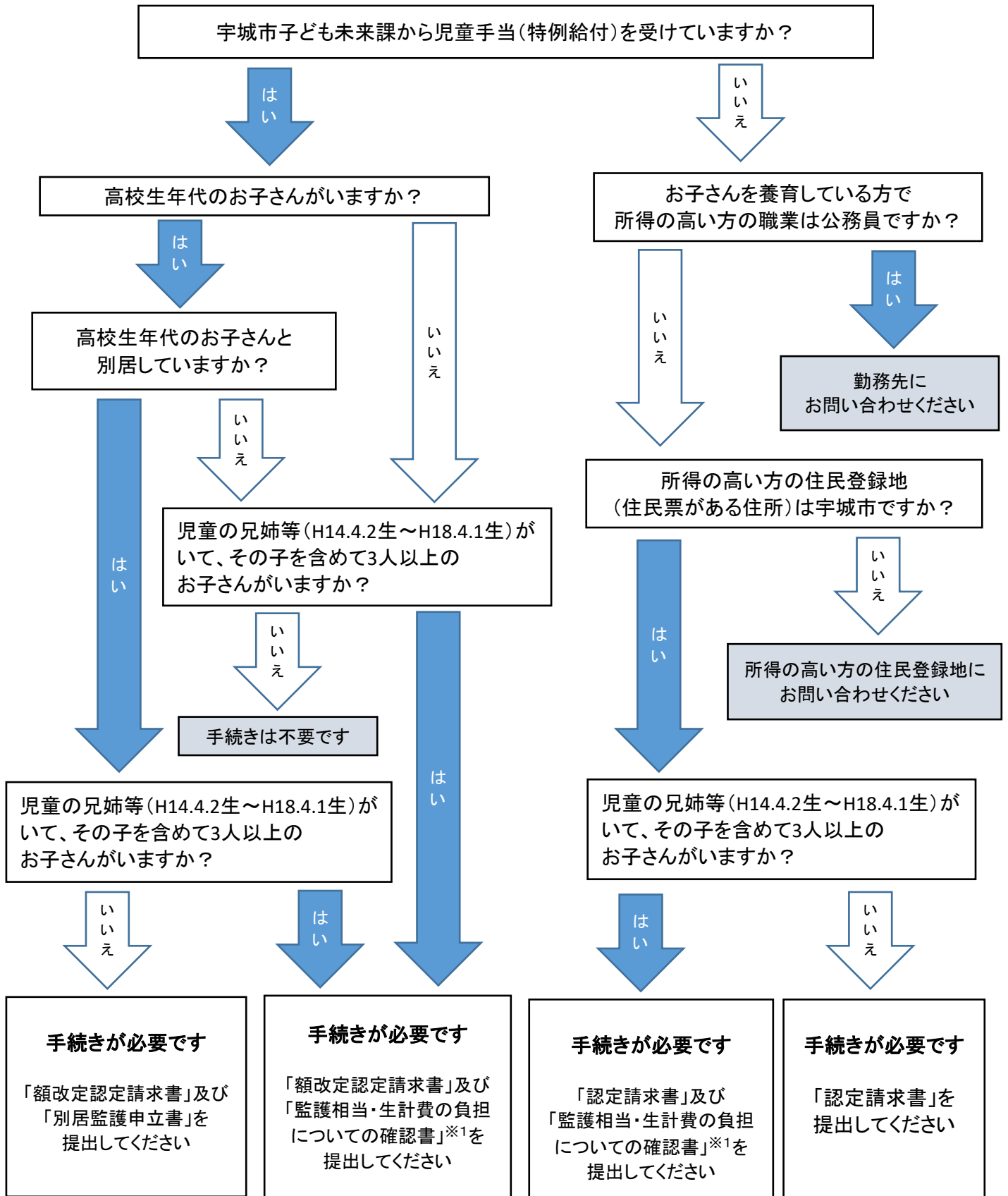


児童手当制度改正 手続き要否確認フローチャート

※特に大学生年代(H14.4.2生～H18.4.1生)のお子さんがある方は、申請が必要かご確認ください



※ お子さん(18歳以下)と別居されている場合は併せて「別居監護申立書」が必要です。

※1 子どもを3人以上養育されている方で、そのうち、大学生年代(H14.4.2生～H18.4.1生)の子がいる場合は、そのお子さんを第3子以降加算のカウントに含めるための「監護相当・生計費の負担についての確認書」が必要になります。お子さんの進学・就職を問わず、経済的負担がある場合は加算対象に含むことができます。